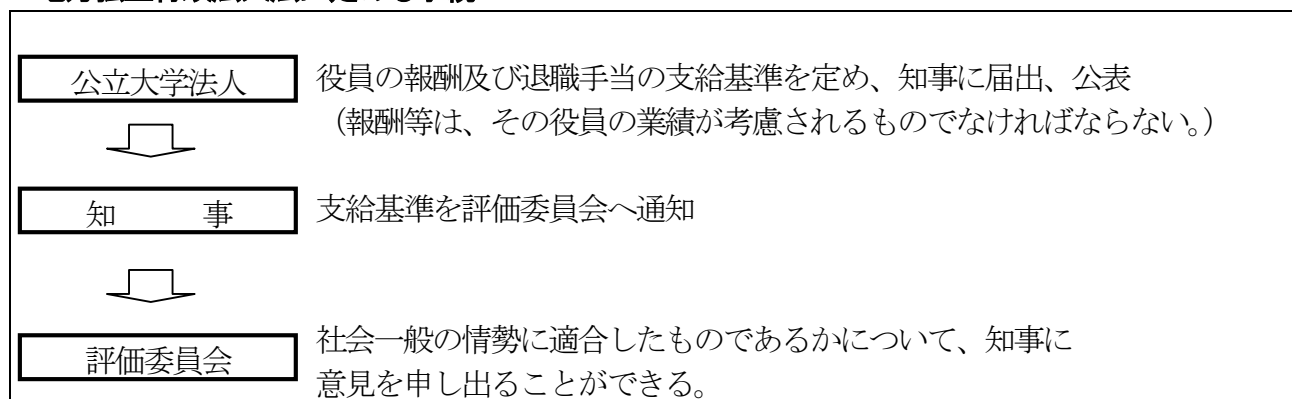


役員の報酬基準等について

1 地方独立行政法人法に定める手続



2 役員報酬等

(1) 常勤役員

区 分	年 俸 額	退職手当
理事長 (=学長)	13,692千円	学長としての退職手当を県の水準に準じて支給
副理事長	11,808千円	支給しない

【設定の考え方】

前歴の給与水準や他の公立大学法人の状況等を勘案して報酬額を決定

※業績勘案率について

公立大学法人評価委員会の業績評価の結果及びその者の業績に応じて、年俸に▲100分の10～100分の10までの率を乗じて得た額を加算して支給する。

【その他手当】

通勤に要する費用は、法人職員の例により支給

(2) 非常勤の役員

区 分	日 額
理 事	30,000円
監 事	30,000円

【設定の考え方】

他の公立大学法人の支給水準を参考に設定

【その他手当】

通勤に要する費用は、法人職員の例により支給